

**小型無人機等に係る緊急安全対策に関する報告書
(仮称) (案)**

平成 30 年 12 月 20 日

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議

目 次

第1 はじめに

- 1 小型無人機等飛行禁止法の制定及び航空法の改正の経緯 1
- 2 現行法の概要 2

第2 ドローンを取り巻く状況

- 1 全般的状況 4
- 2 各分野での活用状況 5
- 3 ドローンの普及に伴う諸問題 7

第3 近時のテロ等の情勢

- 1 ドローンを用いたテロ事案等の事例 8
- 2 各国のスポーツ大会等でのテロ事案の事例 8
- 3 各国の国際空港でのテロ事案の事例 9
- 4 我が国に対するテロの脅威 10

第4 連絡会議開催の経緯 10

第5 検討結果

(法律案に盛り込むべき措置(緊急安全対策))

- 1 ラグビーワールドカップ2019の大会会場等及び2020年東京オリンピック
・パラリンピック競技大会の大会会場等に係る措置 11
- 2 主要な空港(ラグビーワールドカップ2019開催及び2020年東京オリンピック
・パラリンピック競技大会開催に伴うもの)に係る措置 12
- 3 防衛施設に係る措置 14

第6 総括 15

別添1 ドローンに係る重要インフラにおける安全対策に関する基本的な方向性について

別添2 資料

第1 はじめに

1 小型無人機等飛行禁止法の制定及び航空法の改正の経緯

平成27年(2015年)4月22日、内閣総理大臣官邸の屋上において小型無人機が発見される事案の発生を受け、同月24日、政府に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)が設置された。

連絡会議では、小型無人機を利用したテロ等に対する重要施設の警備の強化、小型無人機の運用ルールの策定と利活用の在り方、関係法令の見直し等について、関係府省庁の連携・協力を確保しつつ、総合的かつ効果的な推進を図ることとされた。

また、同月28日、自由民主党に「小型無人機の飛行規制等に関する小委員会」が設置され、国政の中核機能等を維持するための緊急の立法措置として、国会、内閣総理大臣官邸等の上空における小型無人機の飛行の禁止についての検討が進められ、同年6月12日、古屋圭司衆議院議員外5名(注1)から、自由民主党、維新の党、公明党及び次世代の党の共同提案として「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案」(以下「原案」という。)が第189回国会に提出された。

原案は衆議院内閣委員会に付託され、その後、泉健太衆議院議員外2名(注2)から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出され、衆議院本会議において修正議決された。修正案は、

- ① 危機管理行政機関の庁舎を対象施設に追加する
- ② 原子力事業所を対象施設に追加する
- ③ 特定航空用機器を用いて人が飛行することを禁止の対象として追加する

等を内容とするもので、修正議決された「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」は参議院に回付された後、同年9月25日、参議院本会議において継続審査とすることとされた。

継続審査とされていた上記法案は、第190回国会において審議され、平成28年(2016年)3月11日に参議院本会議において議決、同月17日に衆議院本会議において可決され、成立した。

成立した「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及

び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）附則第2条には検討条項が置かれ、「国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、この度の緊急安全対策に係る検討は、同条に基づくものでもある。

小型無人機等飛行禁止法の制定と並行して、連絡会議における検討を経て、政府から「航空法の一部を改正する法律案」が第189回国会に提出され、衆参両院の国土交通委員会で審議された後、同国会において可決成立した。

改正後の航空法は、無人航空機を規制の対象とし、その飛行を禁止する空域や飛行の方法等を定めることにより、無人航空機の安全な飛行を確保し、航空機の運航や地上の人等への影響を防止することを目的としている。

広く無人航空機の一般的な運行ルールを定める航空法に対し、小型無人機等飛行禁止法は国の重要施設等に対する危険を未然に防止するものである点、法の目的が異なるものの、これら二つの法律は、ドローンの飛行に係る安全確保に資するものとして機能している（注3）。

2 現行法の概要

（1）小型無人機等飛行禁止法

現行の小型無人機等飛行禁止法は、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資すること」を目的としている（第1条）。

その上で、小型無人機等の飛行を禁止する対象施設として、

- 次に掲げる国の重要な施設等（第2条第1項第1号）
 - ・ 国会議事堂等
 - ・ 内閣総理大臣官邸等

- ・ 危機管理行政機関
 - ・ 最高裁判所庁舎
 - ・ 皇居及び御所
 - ・ 政党事務所
- 外国公館等（第2条第1項第2号）
 - 原子力事業所（第2条第1項第3号）

を掲げ、それら対象施設の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を原則として禁止している（第8条第1項）。ただし、対象施設の管理者又はその同意を得た者等が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行は、例外として禁止の対象とされていない（第8条第2項）。

その上で、警察官や海上保安官等は、違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができ、かつ、その場合において、措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、警察官や海上保安官等は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、小型無人機等の飛行の妨害、小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができることとされている（第9条）。

その上で、違反して小型無人機等の飛行を行った者や警察官等の措置命令に違反した者に対する罰則が規定されている（第11条）

（2）航空法

改正後の航空法は、無人航空機の飛行禁止空域として、航空機の航行の安全を確保する観点から空港等の周辺及び高さ150メートル以上の空域における無人航空機の飛行を禁止する（航空法第132条第1号・航空法施行規則第236条）とともに、地上の人又は物件の安全を確保する観点から人又は家屋の密集している地域の上空における無人航空機の飛行を禁止している（航空法第132条第2号・航空法施行規

則第 236 条の 2)。ただし、いずれの空域においても国土交通大臣の許可を得れば無人航空機を飛行させることが可能とされている。

また、同法は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する観点から、国土交通大臣の承認を受けた場合を除いて、無人航空機を飛行させる者に対して次に掲げる無人航空機の飛行の方法を義務付けている（第 132 条の 2・航空法施行規則第 236 条の 4 から第 236 条の 6 まで）。

- ・ 日出から日没までの間において飛行させること
- ・ 無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること
- ・ 無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に一定の距離を保って飛行させること
- ・ 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること
- ・ 無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件を輸送しないこと
- ・ 無人航空機から物件を投下しないこと

なお、国土交通大臣の許可を得ることなく飛行禁止区域で無人航空機を飛行させた者や飛行方法を遵守せずに無人航空機を飛行させるなどした者に対する罰則が規定されている（第 157 条の 4）。

第 2 ドローンを取り巻く状況

1 全般的状況

現在のドローンは主に目視内で、農薬散布、空撮、測量、インフラの点検等の場で広く活用されており、スマートフォンや IoT デバイスの普及（注 4）とともに広く普及している。

物流、警備業でも一部事業者による活用が始まっており、今後、目視外飛行の本格的展開に伴い、これらの分野や遠隔地のインフラ点検等に活用の方が更に拡大すると見られており、ドローンの活用により様々な産業の生産性が向上する「空の産業革命」が本格化すると言われている。将来的には、多数の自律飛行するドローンが空を飛び

交って、都市における物流などの様々なサービスを提供する社会が実現することも想定される。

日本も含めた世界各国では、ドローンの目視外飛行に係る実証実験を進めるなどしており、それぞれ近い将来の社会実装を目指し、開発を進めている。

日本においては、「空の産業革命」に向けて、機体の安全性確保や性能向上のための技術開発や、制度設計等の環境整備が、平成 27 年（2015 年）12 月に設置された「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」等の場を通じて、官民が一体となって進められているところである。

無人航空機の使用に係る航空法の許可・承認件数については、平成 28 年（2016 年）度月平均で約 1,100 件、平成 29 年（2017 年）度月平均で約 1,650 件、平成 30 年（2018 年）度上半期月平均で約 3,100 件の申請が受け付けられている（国土交通省航空局調べ）。

この申請件数の伸びからも、年々ドローンの普及・活用が図られていることが垣間見えるが、ドローンの出荷台数について見ると、平成 27 年（2015 年）は世界で 150 万台のところ、平成 32 年（2020 年）には 680 万台に上ると予測されており（SkyWings 社調べ）、今後一層の普及・活用が見込まれている。

また、世界のドローンサービスの市場規模について見ると、平成 32 年（2020 年）は平成 27 年（2015 年）の約 8 倍（297 億円から 2,452 億円）になると予測されている（矢野経済研究所による推計）。平成 30 年（2018 年）度以降は、非 GPS 環境下での安定飛行といった課題が解決されつつあることとドローンによる検査システム（自動運行やデータ管理システム）が開発されたことにより、インフラ（橋梁やトンネル等）や構造物（工場、ビル等）点検が一層進むことが予想されている（インプレス総合研究所による予測）。

2 各分野での活用状況

ア 空撮

ドローンの普及に伴い、ドローンはスポーツ競技の撮影にも広く活用されている。例えば、平成 28 年（2016 年）のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会においては、ボートやカヌー競技の生中継に活用されたほか、ゴルフ等の

大会会場の事前空撮、リオデジャネイロの風景の空撮に活用された。また、平成 30 年（2018 年）の平昌オリンピック・パラリンピック競技大会においては、競技の撮影に加えて、開会式・閉会式においてドローンの編隊飛行によるショーが行われた。オリンピック放送機構（OBS（Olympic Broadcasting Services））の Media Guide/Olympic Winter Games PyeongChang 2018 には、OBS が平成 30 年（2018 年）の平昌オリンピック・パラリンピック競技大会の競技等の撮影のためにドローンを活用する旨（OBS will use two drone cameras to cover Slopestyle, but will also rely on aerial drone technology for the first time to cover the Cross-Country Skiing Mass events, as well as the Ceremonies and the newly-introduced Snowboard Big Air events, in order to offer unique and original angles.）記載されているが、OBS においては、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会においてもドローンを活用することを検討している。

イ 農林水産業

農業分野においては、水稻栽培を中心に、ドローンを活用した農薬散布による病害虫防除の取組が進められているほか、生育状況のセンシングについてもドローンの利用が始まっている。

林業分野においては、ドローンで撮影した画像が森林資源の調査、施業計画の策定等に活用されている。

水産分野においては、ドローンを用いたカワウの追い払い、密漁監視等に向けた取組等が行われている。

ウ 測量

測量分野においては、公共測量や建設現場においてドローンを活用した測量が行われており、面的な 3 次元測量により、従来の測量に比べ広範囲を効率的に測量することが可能となっている。

エ インフラ維持管理

インフラ維持管理分野においては、ダム、道路、コンビナート等の個々のインフラでは、老朽化への対応など、既にインフラ維持管理においてドローンの利活用を推進している。

- ・ダム：これまで遠方などからの目視で行ってきた堤体や高所等の点検を、ドローンを使用して容易化
- ・橋梁：近接目視の支援を目的にドローンの活用を検討
- ・港湾施設：目視確認の代替又は支援を行えるようドローンの技術等を活用した点検手法の確立を検討
- ・コンビナート等：広域及び高所点検作業を短時間かつ省力化して行えるようドローンの活用を検討

オ 災害対応

災害対応分野においては、地震や豪雨、火災等の災害現場の情報収集にドローンが活用され、将来起こり得る自然災害への対応にもドローンを効率的に活用できるよう備えるための取組が地方自治体等において進められている。特に、災害現場において、立ち入りに危険を伴う場合などに、迅速に被災状況の調査等を行う手段としてドローンが活用されている。また、一部の鉄道事業者では、災害を受けた鉄道路線における被災箇所・程度の把握のため、ドローンを活用している。

カ 物流

物流分野においては、ドローンの目視内又は補助者を配置した目視外飛行による過疎地域等での荷物配送が平成 29 年（2017 年）度までに実施されたところであるが、平成 30 年（2018 年）度には、補助者を配置しない目視外飛行による過疎地域での荷物配送が実施された。

キ 警備業

警備業分野においては、一部の警備業者が、ドローンを活用した巡回監視サービス等を開始している。

3 ドローンの普及に伴う諸問題

他方、ドローンの普及に伴い、ドローンの落下・接近事故等の発生や負傷事案も発生している。平成 28 年（2016 年）度には合計で 55 件が、平成 29 年（2017 年）度には合計で 62 件が国土交通省に報告されている。例えば、無人航空機とドクターヘリとの接近事案（平成 28 年（2016 年））、空撮のため飛行中の無人航空機と鳥が衝突し、無人航空機が操作不能に陥って海上に落下した事案（平成 29 年（2017 年））、菓子撒

きに利用された無人航空機が飛行中にバランスを崩して落下し、観客を負傷させた事案（平成 29 年（2017 年））等があげられる。

また、空港・飛行場周辺において、ドローンが目撃されたり、航空法違反事件として検挙されたりする事案も発生している。

○ 大阪国際空港の誘導路上空約 30 メートルをドローンらしい物体が飛行している旨が、地上滑走中の航空機から管制官に通報された事案（平成 29 年（2017 年）10 月）

○ 陸上自衛隊管理の飛行場の上空を夜間に飛行するドローンが複数回発見され（平成 30 年（2018 年）9 月）、被疑者を航空法違反として検挙した事案

（参考）無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数（警察庁）

平成 28 年（2016 年） 36 事件

平成 29 年（2017 年） 68 事件

第 3 近時のテロ等の情勢

1 ドローンを用いたテロ事案等の事例

近時、ドローンを用いたテロ事案等が各国で発生している。例えば、報道によれば、

○ 焼夷手りゅう弾搭載ドローン 1 機が、ウクライナ東部バラクリヤに所在する弾薬庫を爆破した事案（平成 29 年（2017 年）3 月 23 日）

○ ドローン 13 機が、シリア駐在ロシア軍フメイム空軍基地を攻撃した事案（平成 30 年（2018 年）1 月 5 日）

○ ベネズエラ大統領の暗殺未遂事案（平成 30 年（2018 年）8 月 4 日）（ただし、米国等では自作自演との報道あり）

このほか、報道によれば、ドローンを用いたテロ等を企図しているとされる ISIL（イラク・レバントのイスラム国）が、ブラジルで、平成 28 年（2016 年）リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会への攻撃を企図したとして、ブラジル連邦警察が関係者 10 名を逮捕する事案も発生している。

2 各国のスポーツ大会等でのテロ事案の事例

スポーツ大会を対象としたテロ事案等が各国で発生しているところ、多数の選手や観客を擁するスポーツ大会を対象としたテロ事案等の脅威は否定できない。スポーツ大会を対象としたテロ事案等としては、例えば、

- 米国アトランタオリンピック開催中、アトランタ市内に所在する五輪 100 周年記念公園の屋外コンサート会場で爆弾が爆発。2 人が死亡、100 人以上が負傷（平成 8 年（1996 年）7 月 27 日）。
- ボストンマラソンのゴール付近で 2 回の爆発が相次いで発生。3 人が死亡、280 人以上が負傷（平成 25 年（2013 年）4 月 15 日）。ボストンマラソンには約 23,000 人が参加しており、爆発発生時にはゴール付近に、約 4,500 人のランナー、50 万人を超える観客がいたとされる。
- フランスの首都パリ市内のレストランや劇場、同郊外のサッカースタジアム付近等において複数回のテロによる爆発発生（平成 27 年（2015 年）11 月 13 日）。130 人が死亡、約 350 人が負傷。当時、同サッカースタジアムでは、フランス大統領も観戦するドイツ対フランスのサッカー親善試合が行われていた。

3 各国の国際空港でのテロ事案の事例

国際空港を対象としたテロ事案等が各国で発生しているところ、多数の利用客が行き交う国際空港を対象としたドローンを用いたテロ事案等の脅威は否定できない。国際空港を対象としたテロ事案等としては、例えば、

- ロシアのモスクワ市中心部から 35 キロメートル南方のドモジェドヴォ市所在のドモジェドヴォ国際空港の国際線ターミナルビルにおいて、自爆テロが発生し、35 人以上が死亡、100 人以上が負傷（平成 23 年（2011 年）1 月 24 日）。
- ベルギーのブリュッセル国際空港とブリュッセル中心部の地下鉄駅において、自爆テロが発生し、32 人が死亡、約 340 人が負傷。犯人は ISIL の拠点があるシリアへの渡航歴を有することが判明している（平成 28 年（2016 年）3 月 22 日）。
- トルコのイスタンブール所在のアタチュルク国際空港において自爆テロが発生し、40 人以上が死亡、約 150 人が負傷。ISIL による犯行が指摘されている（平成 28 年（2016 年）6 月 28 日）。

4 我が国に対するテロの脅威

平成 28 年（2016 年）7 月に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃テロ事件をはじめ、現実に邦人や我が国の権益がテロ等の被害に遭う事案等が発生しており、今後も邦人がテロ等の被害に遭うことが懸念される。

ISIL は、そのオンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししている。

また、アル・カーイダについても、平成 24 年（2012 年）5 月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかにされている。

さらに、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構を通じて国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への出入国を繰り返していたことも判明している。

加えて、近年、上述のとおり、海外において軍事施設を対象としたドローンによるテロ事案等が発生したり、その計画が発覚したりしているが、そうした脅威は軍事施設に限られたものではなく、その点、米国政府も繰り返し警鐘を鳴らしている。例えば、米国連邦捜査局副長官代理は、平成 30 年（2018 年）6 月 6 日、米議会上院国土安全保障委員会において、ドローンを用いたスポーツ会場へのテロ攻撃の脅威について懸念を表している。

これらに鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続している。

第 4 連絡会議開催の経緯

上記の情勢を踏まえ、平成 30 年（2018 年）10 月 30 日、連絡会議（第 7 回）を開催し、杉田内閣官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官の指示の下、関係府省庁がドローンの飛行に係る安全対策についての検討に着手した。

同日、内閣官房に「小型無人機等対策推進室」（室長：和泉内閣総理大臣補佐官）が設置され、12 月中を目途に、関係府省庁による検討結果の取りまとめを行うこととされた。

翌 31 日、小型無人機等対策推進室主催の課長級会議が開催され、12 月中を目途に必要な対策を取りまとめることについて改めて関係府省庁と認識共有を図り、そ

の後、小型無人機等対策推進室と関係府省庁や関係団体との間で、数次にわたる意見交換等が実施された。

これらの検討においては、ドローンの技術の進展や近時のテロ情勢等を踏まえ、小型無人機等飛行禁止法附則第2条の規定に照らして、小型無人機等の利用の拡大との調和を図る上で、緊急に安全対策を講じる施設等を追加するに当たっては、真に重要なものに限定すべきであるなど、関係府省庁間等で様々な議論が展開された。

本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

なお、後述の第5に掲げたこの度の緊急安全対策については、真に重要な施設等が抽出され、小型無人機等の普及・活用の拡大・促進との調和を図ることに配慮されている。

第5 検討結果

(法律案に盛り込むべき措置 (緊急安全対策))

1 ラグビーワールドカップ2019の大会会場等及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会会場等に係る措置

(1) 措置を講ずべき理由・背景

各国におけるテロ情勢やスポーツ大会を対象として実際に発生しているテロ事案等に照らし、平成31年(2019年)9月20日に開幕するラグビーワールドカップ2019、平成32年(2020年)7月24日に開幕する2020年東京オリンピック競技大会、平成32年(2020年)8月25日に開幕する2020年東京パラリンピック競技大会は、大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であるところ、それらの大会会場その他の関連施設(以下「大会会場等」)に所在する多くの選手や不特定多数の観客等を対象としたテロ攻撃が敢行されれば、国際社会における我が国の信頼を大きく棄損させるとともに、世界中に向けて自らの主義主張を喧伝することが可能となるという意味で、これらの大会会場等についても、テロリストの攻撃対象となる可能性は否定できない。

こうした情勢を踏まえると、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会会場等に対し、小型無人機等

を用いたテロ攻撃が発生する可能性が考えられる。

(2) 措置の概要

小型無人機等飛行禁止法の仕組みを参考に、組織委員会の要請を受けて文部科学大臣が指定するラグビーワールドカップ2019の大会会場等及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会会場等の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を原則として禁止し、組織委員会の同意を得た小型無人機等の飛行については例外として可能とする。

警察官等に違法な小型無人機等に係る排除命令や排除措置の権限を付与するとともに、違反者に対する罰則を規定する。

なお、実際に競技が行われる大会会場に加え、その他の関連施設を安全対策の対象とするのは、それら大会会場とその他の関連施設が一体となって運営されるためであるが、その他の関連施設については、例えば、メディアセンターや選手村、ライブサイトが想定されている。

また、上述のとおり、メディアがスポーツ競技の様態等を撮影することに鑑み、メディアの撮影用ドローンとその他一般のドローンとの接触事故等を回避する必要もあることから、それらの大会期間中は、組織委員会の同意を得た小型無人機等の飛行のみが可能となる。

なお、この度の措置については、両大会の大会会場等の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を恒久的に禁止する必要はないことから、両大会の円滑な準備及び運営に資するための暫定的な措置とする。

2 主要な空港（ラグビーワールドカップ2019開催及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴うもの）に係る措置

(1) 措置を講ずべき理由・背景

上述のとおり、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会会場等がテロの標的となるおそれがあるのと同様に、世界から我が国への玄関口となる主要な国際空港についても、多数の選手や不特定多数の観客等が利用することとなる点で、テロの標的となるおそれがある。

上述のとおり、現に、各国で主要な国際空港を対象としたテロ事案が発生しているとともに、ブラジルで、ISIL が平成 28 年（2016 年）リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会への攻撃を企図したとして、ブラジル連邦警察が関係者 10 名を逮捕する事案も発生しているなどの情勢を踏まえると、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中に我が国の主要な空港が小型無人機等を用いたテロの標的となることも想定される。

（2）措置の概要

小型無人機等飛行禁止法の仕組みを参考に、大会関係者の輸送に際して使用される空港で国土交通大臣が指定する主要な空港の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を原則として禁止し、空港管理者の同意を得た小型無人機等の飛行については例外として可能とする。

警察官等に違法な小型無人機等に係る排除命令や排除措置の権限を付与するとともに、違反者に対する罰則を規定する。

なお、この度の措置については、両大会の開催期間中、インバウンドの玄関口（注 5）としての空港機能を維持することが警備上特に重要であることに鑑み行う措置であり、一般法たる航空法による規制に加えて、空港の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を恒久的に禁止する必要はないことから、両大会の円滑な準備及び運営に資するための暫定的な措置とする。

この際、航空機が頻繁に離発着する空港の特殊性を踏まえ、空港の周辺地域上空を小型無人機等が違法に飛行している場合、空港管理者は、警察官等が排除命令や排除措置を行うに当たって、航空機と小型無人機等との接触等が起こることのないよう、滑走路を閉鎖するなど、空港に対する危険を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

なお、上記の空港の特殊性等を踏まえ、空港に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、空港管理者等は、空港の周辺地域等上空を飛行する小型無人機等の検知及び安全な排除手法等の確立・実施に向けた取組を推進するとともに、違法な小型無人機等の警察等への通報など警察官等への協力等を行うものとする。

3 防衛施設に係る措置

(1) 措置を講ずべき理由・背景

上述のとおり、軍事施設を対象としたテロ事案等が発生しており、我が国においても、小型無人機等を用いた防衛施設へのテロ攻撃が発生する可能性がある。

防衛施設は我が国の防衛にとって極めて重要であり、これに対する危険が生じれば、我が国の防衛に重大な支障が生じ、我が国の平和と安全が脅かされることとなる。

現行の小型無人機等飛行禁止法の規定においては、危機管理行政機関の庁舎として防衛省市ヶ谷庁舎のみが小型無人機等の飛行禁止の対象施設とされているが、近時のテロ情勢等を踏まえれば、基地や演習場等のその他の防衛施設についても同法の対象施設とすることが適当である。

なお、合衆国軍隊の施設・区域の周辺地域上空における小型無人機等の飛行については、これまで、防衛省、警察庁、国土交通省及び外務省が連携して、ビラ配布やポスター掲示により、合衆国軍隊の施設・区域の周辺地域上空における小型無人機等の飛行が重大な事故につながるおそれがある大変危険な行為である旨注意喚起してきたところであるが、それらの上空で小型無人機等が飛行する事案が散見されることから、自衛隊施設の周辺地域上空における小型無人機等の飛行を禁止する措置と併せて措置を講ずることとする。

(2) 措置の概要

防衛大臣が指定する防衛施設（自衛隊施設及び合衆国軍隊の施設・区域）を小型無人機等飛行禁止法の対象施設に追加する。

なお、防衛施設の特異性を踏まえ、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官についても一定の排除命令・排除措置の権限を付与するなどの措置を講ずる。その際、自衛隊がその職務上、独自に小型無人機等を活用すること等も踏まえつつ、同法に違反する小型無人機等を的確に排除する等の観点から、自衛官と警察官等との必要な連携が確保されるよう配意する。

第6 総括

連絡会議においては、ドローンの利活用の促進にも配慮した上で、小型無人機等の飛行を禁止する対象施設等を上記のとおり必要最小限に止め、併せてラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、メディアの撮影用ドローンの優先的な安全確保の枠組みも創設することとされた。

併せて、ラグビーワールドカップ2019の開幕が来年（平成31年）9月20日に控えていることを踏まえ、小型無人機等対策推進室を中心に、警察庁、文部科学省、国土交通省及び防衛省が連携して、関連法案の制定作業を急ぐこととされた。

（注1）古屋圭司、土屋正忠、遠藤敬、高木美智代、濱村進、園田博之各衆議院議員

（注2）泉健太、古本伸一郎、津村啓介各衆議院議員

（注3）小型無人機等飛行禁止法は、「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものとされ、「特定航空用機器」とは、航空法第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）とされている。「小型無人機等」とは、小型無人機及び特定航空用機器をいう。

他方、航空法は、「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とされている。

航空法施行規則第5条の2では、無人航空機は200グラム以上のものとされて

いる一方、小型無人機には 200 グラム未満のものも含まれる。

なお、本報告書においては、それぞれの法律に関連する記載の場合には小型無人機、小型無人機等、無人航空機と表記しているが、それ以外の場合には、単にドローンと表記している。

(注4) 情報通信白書(平成30年版・総務省)等。IHS Technologyの定義では、IoTデバイスとは、固有のIPアドレスを持ちインターネットに接続が可能な機器及びセンサーネットワークの末端として使われる端末等を指すとされる。

(注5) 訪日外国人旅行者数の推移(観光庁)

平成27年(2015年)	1,974万人(実績)
平成28年(2016年)	2,404万人(実績)
平成29年(2017年)	2,869万人(実績)
平成32年(2020年)	4,000万人(目標)

**小型無人機等に係る緊急安全対策に関する報告書
(仮称) (案)**

—ドローンに係る重要インフラにおける安全対策に関する基本的な方向性について—

平成 30 年 12 月 20 日

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議

第1 はじめに

ドローンは、空の産業革命といわれる新たな可能性を秘めた技術であり、今後も様々な分野での利活用が進み、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便・質の向上に資することが期待されている。

一方で、ドローンの急速な普及及び機能向上に伴い、ドローンの墜落事故等が発生しているとともに、外国ではドローンを用いた軍事施設等へのテロ事案も生じており、その使用方法によっては国民の安全に影響を与えることが懸念される。

そのため、ドローンの技術革新を踏まえた利活用の促進を着実に進めるとともに、重要インフラに対するドローンのテロ・事故等による国民生活や安全への悪影響を抑制することについて基本的な方向性を示す必要がある。

なお、重要インフラの対象範囲は、政策の内容・目的により異なる。例えば、「国土強靱化基本計画」は、国土強靱化の施策の推進方針を行政機能、保険医療・福祉、エネルギー、交通・物流、情報通信など12の個別施策分野ごとに規定している。最近の一連の災害を踏まえた緊急点検において対象とした重要インフラは、人命・財産を守る、又は生活や国民経済を守るため、災害に対してその機能を維持する必要があるものであり、これらの各分野に幅広くまたがるものである。また、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）では、武力攻撃事態等において、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれや周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる「生活関連等施設」として、発電所、上水道、鉄道駅、港湾、空港、放送用無線設備等の10の施設が含まれる。さらに、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」においては、他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下または利用不可能な状態に陥った場合に、我が国国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるものとして、情報通信、金融、空港、鉄道、電力、医療など14分野を対象としている。

ドローンとの関係で対象とすべき重要インフラについては、利活用を進めるとともにテロ・事故等により国民生活や安全への悪影響を抑制するとの観点から、より政策的親和性の高い国民保護法で定める「生活関連等施設」を中心（※）としつつ、今

後のドローンの技術の進歩や利活用方法の拡大等の動向を踏まえ、今後さらに検討を進める必要がある。

※ 河川・ダム、道路、鉄道施設・軌道施設、港湾施設、空港、発電所・変電所、ガス供給・製造所、高圧ガス取扱所、火薬類取扱所、石油コンビナート等

第2 重要インフラに対するドローンの利活用の動向

ドローンは、今後もますます新しい技術を発展させることが見込まれており、物流などをはじめ多様な産業分野の幅広い用途にドローンが利用されるようになることで、産業、経済、社会に変革をもたらすことが期待される。そのような中、ダム、道路、コンビナート等の個々のインフラでは、既に老朽化への対応として効率的にメンテナンスサイクルを実施する必要性などから、いわゆる「インフラ維持管理」としてドローンの利活用を推進している。

ダムの維持管理については、巡視・点検を補助するツールとしてドローンを活用することで、これまで遠方などから目視で行わざるを得なかった堤体や高所等の巡視・点検の効率化が図られている。

橋梁維持管理については、全国約70万橋の橋梁において、5年に1回の近接目視点検を基本とすることが義務付けられた中、より一層の点検作業の効率化が求められていることから、従来点検における近接目視の支援を目的にドローンの活用が検討されている。

港湾施設の点検については、港湾施設の老朽化等により各種点検作業が増大する見込みの中、点検作業に係る労働力不足が問題になるなど作業の効率化が求められていることから、目視確認の代替又は支援を行えるようドローンの技術等を活用した点検手法の確立が期待されているほか、コンビナートなど広大な敷地では、多数のプラント等や高所や目視の難しい塔類・大型貯蔵タンク等を有するところにおいて、ドローンによる省力かつ短時間での広域及び高所点検作業が見込まれており、利活用に関する期待は大きい。

災害現場においては、立ち入りに危険を伴う場合や、地上からの調査では被害の全貌把握が困難又は時間を要する場合などに、迅速に河川・道路などの被災状況の調

査等を行う有効な手段としてドローンを活用しているほか、一部の鉄道事業者では、災害を受けた鉄道路線における被災箇所の特特定や被災程度の把握を目的としてドローンを活用している。

測量分野においては、図面作成や工事関係の設計等にドローンを活用しており、ドローンによる面的な3次元測量により、従来の測量に比べ広範囲を効率的に測量することが可能となり、作業時間の短縮等につなげている。

今後も様々な分野でドローンの活用が広がる中で、警備分野においても、一部の警備業者がドローンを活用した巡回監視サービス等を開始するなど、更なる活用が期待されている。

第3 ドローンによるテロへの対応

国民生活及び経済活動の基盤である重要インフラに対するドローンによるテロへの対応については、重要インフラの物理的構造、インフラ設備と周辺施設との隔離距離などインフラ側で考慮すべき事項に加え、ドローンの積載能力、攻撃手段である爆発物の性能等も踏まえた上で、重要インフラの施設を破壊し長期間機能を喪失させることになるのか、どの程度の被害を生じさせることになるのかについて、専門的知見を踏まえた検討を行うことが必要である。

また、重要インフラの施設の特性に鑑み、例えば、ダムのように全国に多数存在しているものや、鉄道のように何万 km にわたるものもあるため、テロへの対応がドローンの利活用の支障となるおそれの有無の面からも検討を行うことが必要である。

こうした状況にあることから、今後、以上の検討を踏まえ、ドローンによるテロへの対応について、施設側（下流）、ドローン側（上流）からの対応策について検討を行っていくこととする。

<現時点での検討項目例>

- ドローンによる重要インフラの施設への攻撃に対して、有効な警備方法や、ドローン自体の飛行を阻止する措置など、施設側が取り得る実効性のある措置について、技術開発（※）の動向も踏まえた対策の検討

※ 日本のほか各国において研究・開発が進められているドローン検知システムや、諸外国において軍用での開発が進められているドローン対抗システム（民生用への転換が可能かどうか引き続き注視が必要）等

- ドローンのテロへの利用を防止するため、ドローンの製造・購入段階等できる限り上流で所有者情報を把握する方法等の検討

第4 ドローンの更なる安全性の向上に向けた環境整備

ドローンの一層の利活用促進のためには、その安全性の確保が重要である。今後第三者の上空を飛行するにあたり、社会からもドローンが受け入れられるためには安全に飛行できるという信頼の確立が前提となるとともに、重要インフラでの利活用にあたってはドローンの事故の抑制につながる。

ドローンの更なる安全確保（機体の安全性や操縦者の技能確保、運航管理のあり方等）や更なる利活用に向けた諸課題（被害者救済等）については、引き続き「小型無人機に係る環境整備に関する官民協議会」において検討を進める。こうした検討や個別分野での利活用に係る検討を踏まえつつ、2019年（平成31年）春頃までに、個別分野を含めた「空の産業革命に向けたロードマップ 2018—小型無人機の安全な利活用のための技術開発と環境整備—」の改訂を行うこととする。

こうした検討の最中であっても、航空機等との衝突回避ルールの制定や、飛行前に機体の不具合チェック、飛行コース上の天候の確認などの飛行前点検を確実に実施させることなどは、技術開発の進展を待たずに取り組むことが可能と考えられる。これらの内容は、現在、ガイドラインとして遵守を求めているところであるが、その一層の強化を進めていくこととする。

**小型無人機等に係る緊急安全対策に関する報告書
(仮称) (案)**

—資料—

平成 30 年 12 月 20 日

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議

目 次

- 資料 1 - 1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
- 資料 1 - 2 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の対象施設一覧
- 資料 2 航空法（抜粋）
- 資料 3 小型無人機に関する関係府省庁連絡会議の開催について
- 資料 4 小型無人機等対策推進室の設置に関する規則
- 資料 5 ラグビーワールドカップ2019の大会会場等一覧及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会会場等一覧
- 資料 6 米軍施設の上空等におけるヘリやドローンの飛行に関するビラ・パンフレット

◎ **国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）**

（目的）

第一条 この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 国の重要な施設等として次に掲げる施設

イ 国会議事堂、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関(国会に置かれる機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第百五号)第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。)の庁舎(国家機関がその事務を処理するために使用する建築物(専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。)をいう。ハ及びニにおいて同じ。)であって東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関(危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。)に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるものをいう。以下同じ。)の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ 最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの

ホ 皇居及び御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

へ 第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施設

二 第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設

三 第六条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

2 この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号へに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいう。

3 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるものをいう。

4 この法律において「特定航空用機器」とは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であつて、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。)をいう。

5 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

一 小型無人機を飛行させること。

二 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

(国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める対象施設の敷地(一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。)又は区域を指定しなければならない。

一 衆議院議長及び参議院議長 その所管に属する前条第一項第一号イに掲げる対象施設の敷地(国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。)

二 内閣総理大臣 前条第一項第一号ロに掲げる対象施設の敷地及び同号ホに掲げる対象施設の区域(一般の利用に供される区域を除く。)

三 対象危機管理行政機関の長 前条第一項第一号ハに掲げる対象施設の敷地

四 最高裁判所長官 前条第一項第一号ニに掲げる対象施設の敷地

2 前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官(当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。次条第三項及び第五条第四項において同じ。)と協議しなければならない。

4 第一項各号に掲げる者は、同項各号に定める対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

5 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設が対象施設でなく

なったときは、直ちに当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

- 6 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象政党事務所の指定等)

第四条 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により政党である旨を総務大臣に届け出たものに限る。第五項及び第六項において同じ。)の要請があったときは、その主たる事務所を対象政党事務所として指定するものとする。この場合において、総務大臣は、併せて当該対象政党事務所の敷地を指定するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

- 3 総務大臣は、第一項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定し、並びに前項の規定により当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

- 4 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

- 5 第一項の規定によりその主たる事務所が対象政党事務所として指定された政党(次項において「対象政党」という。)は、第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 6 総務大臣は、対象政党から当該対象政党に係る対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定の解除の要請があったとき又は第一項の規定により指定された対象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったときは、直ちに当該対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

- 7 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象外国公館等の指定等)

第五条 外務大臣は、外交関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条1(j)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に定める外国要人(以下この条において単に「外国要人」という。)の所在する場所のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象外国公館等として指定することができる。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するものとする。

2 外務大臣は、前項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

4 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

5 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、その旨及び期間)並びに当該対象外国公館等の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

6 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

7 第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

8 外務大臣は、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象原子力事業所の指定等)

第六条 国家公安委員会は、原子力事業所であつてテロリズム(政治上その他の主義主張に基づ

き、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。以下この項において同じ。)の対象となるおそれがあり、かつ、その施設に対してテロリズムが行われた場合に、広域にわたり、国民の生命及び身体に甚大な被害を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象原子力事業所として指定することができる。この場合において、国家公安委員会は、併せて当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するものとする。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するときは、当該対象原子力事業所の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。
- 3 国家公安委員会は、第一項の規定により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定しようとする場合であって、当該対象施設周辺地域が海域を含むときは、あらかじめ、海上保安庁長官と協議しなければならない。
- 4 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象原子力事業所の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。
- 5 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。
- 6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 7 国家公安委員会は、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(対象施設等の周知)

第七条 国は、対象施設、対象施設の指定敷地等(第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定により指定された敷地及び区域をいう。以下この条及び第十一条第一項において同じ。)及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象施設、対象施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止)

第八条 何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

3 前項に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則(管区海上保安本部長への通報については、国土交通省令)で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長)に通報しなければならない。

(対象施設の安全の確保のための措置)

第九条 警察官は、前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機等の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるとまがないときは、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官の職務の執行について準用する。

4 国又は地方公共団体は、第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(経過措置)

第十条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合にお

いては、その政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十一条 第八条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第九条第一項の規定による警察官の命令(同条第三項において準用する同条第一項の規定による皇宮護衛官又は海上保安官の命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日【平成28年4月7日】から施行する。ただし、第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第二号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日【平成28年5月23日】から施行する。

(検討)

第二条 国は、速やかに、重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 外国要人(第五条関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)

及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員

三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員

六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要が

あると認めて指定するもの

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等 及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止 に関する法律の対象施設一覧

平成30年12月20日現在

○ 第3条関係(危機管理行政機関を除く。)

対象施設名	対象施設の敷地	指定権者
国会議事堂(衆議院所管部分)	東京都千代田区永田町一丁目七番(一部)	衆議院議長
衆議院第一議員会館	東京都千代田区永田町二丁目二番、五番、六番及び七番(一部)	衆議院議長
衆議院第二議員会館	東京都千代田区永田町二丁目一番及び八番(一部)	衆議院議長
衆議院議長公邸	東京都千代田区永田町二丁目十四番及び十八番(一部)	衆議院議長
衆議院第二別館	東京都千代田区永田町一丁目五番及び六番(一部)	衆議院議長
憲政記念館	東京都千代田区永田町一丁目一番	衆議院議長
国立国会図書館	東京都千代田区永田町一丁目十番	衆議院議長
国会議事堂(参議院所管部分)	東京都千代田区永田町一丁目七番(一部)	参議院議長
参議院議員会館	東京都千代田区永田町二丁目一番及び二十番(一部)	参議院議長
参議院第二別館	東京都千代田区永田町一丁目十一番(一部)	参議院議長
参議院議長公邸	東京都千代田区永田町二丁目十八番(一部)	参議院議長
内閣総理大臣官邸	東京都千代田区永田町二丁目三番	内閣総理大臣
内閣総理大臣公邸	東京都千代田区永田町二丁目三番	内閣総理大臣
内閣官房長官公邸	東京都千代田区永田町二丁目三番	内閣総理大臣
皇居	東京都千代田区千代田(一部)	内閣総理大臣
東宮御所	東京都港区元赤坂二丁目(一部)	内閣総理大臣
最高裁判所庁舎	東京都千代田区隼町四番(一部)	最高裁判所長官

○ 第3条関係(危機管理行政機関のみ)

対象施設名	対象施設の敷地	指定権者
内閣官房の庁舎	東京都千代田区永田町一丁目六番(一部)	内閣総理大臣
	東京都千代田区永田町二丁目四番(一部)	内閣総理大臣
内閣府の庁舎	東京都千代田区永田町一丁目六番(一部)	内閣総理大臣
	東京都港区赤坂五丁目二番(一部)	内閣総理大臣
国家公安委員会の庁舎	東京都千代田区霞が関二丁目一番(一部)	国家公安委員会
総務省の庁舎	東京都千代田区霞が関二丁目一番(一部)	総務大臣
法務省の庁舎	東京都千代田区霞が関一丁目一番(一部)	法務大臣
外務省の庁舎	東京都千代田区霞が関二丁目二番(一部)	外務大臣
財務省の庁舎	東京都千代田区霞ヶ関三丁目一番	財務大臣
文部科学省の庁舎	東京都千代田区霞が関三丁目二番(一部)	文部科学大臣
厚生労働省の庁舎	東京都千代田区霞が関一丁目二番(一部)	厚生労働大臣
農林水産省の庁舎	東京都千代田区霞が関一丁目二番(一部)	農林水産大臣
経済産業省の庁舎	東京都千代田区霞ヶ関一丁目三番(一部)	経済産業大臣
国土交通省の庁舎	東京都千代田区霞が関二丁目一番(一部)	国土交通大臣
	東京都千代田区霞が関二丁目一番(一部)	国土交通大臣
	東京都千代田区大手町一丁目三番(一部)	国土交通大臣
環境省の庁舎	東京都千代田区霞が関一丁目二番(一部)	環境大臣
	東京都港区六本木一丁目九番(一部)	環境大臣
防衛省の庁舎	東京都新宿区市谷本村町五番(一部)	防衛大臣

○ 第4条関係

対象施設名	対象施設の敷地	指定権者
公明党本部	東京都新宿区南元町十七番地(一部)	総務大臣
自由民主党本部	東京都千代田区永田町一丁目十一番(一部)	総務大臣
国民民主党本部	東京都千代田区永田町一丁目十一番一号	総務大臣
日本共産党本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十六番(一部)	総務大臣

○ 第6条関係

対象施設名	対象施設区域	指定権者
泊発電所	北海道古宇群泊村大字堀株村(一部)	国家公安委員会
東通原子力発電所	青森県下北郡東通村大字小田野沢及び大字白糠(一部)	国家公安委員会
女川原子力発電所	宮城県石巻市前網浜並びに牡鹿郡女川町飯子浜及び塚浜(一部)	国家公安委員会
福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町大字夫沢並びに双葉町大字郡山及び大字細谷(一部)	国家公安委員会
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡富岡町大字上郡山、大字毛萱及び大字下郡山並びに樽葉町大字波倉(一部)	国家公安委員会
柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市青山町、荒浜四丁目及び大字大湊並びに刈羽郡刈羽村大字刈羽及び大字十日市(一部)	国家公安委員会
浜岡原子力発電所	静岡県御前崎市佐倉(一部)	国家公安委員会
志賀原子力発電所	石川県羽咋郡志賀町赤住(一部)	国家公安委員会
美浜発電所	福井県三方郡美浜町丹生(一部)	国家公安委員会
高浜発電所	福井県大飯郡高浜町音海、神野及び田ノ浦(一部)	国家公安委員会
大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島(一部)	国家公安委員会
島根原子力発電所	島根県松江市鹿島町片匂、鹿島町佐陀本郷、鹿島町御津及び鹿島町名分(一部)	国家公安委員会
伊方原子力発電所	愛媛県西宇和郡伊方町亀浦、九町二番耕地及び九町三番耕地(一部)	国家公安委員会
玄海原子力発電所	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村及び大字普恩寺(一部)	国家公安委員会
川内原子力発電所	鹿児島県薩摩川内市久見崎町(一部)	国家公安委員会
東海第二発電所	茨城県那珂郡東海村大字白方及び大字豊岡(一部)	国家公安委員会
敦賀発電所	福井県敦賀市色浜、浦底、立石及び明神町(一部)	国家公安委員会
高速増殖炉研究開発センター	福井県敦賀市白木(一部)	国家公安委員会
新型転換炉原型炉ふげん	福井県敦賀市明神町(一部)	国家公安委員会
再処理事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸(一部)	国家公安委員会
核燃料サイクル工学研究所	茨城県那珂郡東海村大字照沼及び大字村松(一部)	国家公安委員会
大洗研究所	茨城県東茨城郡大洗町成田町及び鉾田市上釜(一部)	国家公安委員会

◎ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抜粋）

第一章 総則

(定義)

第二条 略

2～21 略

22 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

第九章 無人航空機

(飛行の禁止空域)

第一百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合には、この限りでない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

(飛行の方法)

第一百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

- 一 日出から日没までの間において飛行させること。
- 二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- 三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
- 四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- 五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
- 六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(搜索、救助等のための特例)

第一百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の

事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第十一章 罰則

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者
- 二 第百三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者
- 三 第百三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送した者
- 四 第百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下した者

【公布日：平成27年9月11日、施行日：平成27年12月10日】

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成27年 4月24日
内閣官房長官決裁
平成27年 6月 1日
一部改正
平成27年10月 1日
一部改正
平成27年11月12日
一部改正

- 1 小型の無人機（以下「小型無人機」という。）を利用したテロ等に対する重要施設の警備体制の抜本的強化、小型無人機の運用ルールの策定と活用の在り方、関係法令の見直し等について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員	内閣総務官
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
	内閣官房内閣審議官（内閣情報官付）
	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）
	内閣官房日本経済再生総合事務局次長
	内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）
	内閣府地方創生推進室長代理
	宮内庁長官官房審議官
	警察庁警備局長
	消費者庁次長
	総務省総合通信基盤局長
	消防庁次長
	法務省民事局長
	外務省総合外交政策局長
	文部科学省大臣官房総括審議官
	厚生労働省医薬・生活衛生局長
	農林水産省消費・安全局長
	経済産業省製造産業局長
	国土交通省航空局長
	海上保安庁海上保安監
	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
	防衛省統合幕僚監部総括官
	防衛省統合幕僚監部運用部長

- 3 連絡会議は、必要に応じ、分科会及び幹事会を開催することができ、分科会及び幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

小型無人機等対策推進室の設置に関する規則

〔平成30年10月24日
内閣総理大臣決定〕

(設置及び任務)

第1条 小型無人機等の飛行による重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止等に関する対策に係る事務を処理するため、内閣官房に、小型無人機等対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室に、室長、室長代理、審議官、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣総理大臣補佐官をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 4 室長代理は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 6 審議官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理する。
- 7 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 8 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 9 室員は、非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月30日から実施する。

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の大会会場等一覧

	会場名	所在地
ラグビーW杯	1 札幌ドーム	札幌市豊平区羊ヶ丘1
	2 釜石鶴住居復興スタジアム	岩手県釜石市鶴住居町第18地割、第19地割
	3 熊谷ラグビー場	埼玉県熊谷市上川上810
	4 東京スタジアム	東京都調布市西町376-3
	5 横浜国際総合競技場	神奈川県横浜市港北区小机町3300
	6 小笠山総合運動公園エコパスタジアム	静岡県袋井市愛野2300-1
	7 豊田スタジアム	愛知県豊田市千石町7-2
	8 東大阪市花園ラグビー場	大阪府東大阪市松原南1-1-1
	9 神戸市御崎公園球技場	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1-2-2
	10 東平尾公園博多の森球技場	福岡県福岡市博多区東平尾公園2-1-1
	11 熊本県民総合運動公園陸上競技場	熊本県熊本市東区平山町2776
	12 大分スポーツ公園総合競技場	大分県大分市大字横尾1351
東京オリンピック・パラリンピック	1 オリピックスタジアム(新国立競技場)	東京都新宿区霞ヶ丘町10-2
	2 東京体育館	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-17-1
	3 国立代々木競技場	東京都渋谷区神南2-1-1
	4 日本武道館	東京都千代田区北の丸公園2-3
	5 皇居外苑	東京都千代田区
	6 東京国際フォーラム	東京都千代田区丸の内3-5-1
	7 国技館	東京都墨田区横綱1-3-28
	8 有明アリーナ	東京都江東区有明1
	9 有明体操競技場	東京都江東区有明
	10 有明BMXコース	東京都江東区有明
	11 有明テニスの森	東京都江東区有明2-2-22
	12 お台場海浜公園	東京都港区台場
	13 潮風公園	東京都品川区東八潮2
	14 青海アーバンスポーツ会場	東京都江東区青海1
	15 大井ホッケー競技場	東京都品川区八潮4-1-19
	16 海の森クロスカントリーコース	東京都江東区(中央防波堤)
	17 海の森水上競技場	東京都江東区(中央防波堤)
	18 カヌー・スラローム会場	東京都江戸川区臨海町6
	19 アーチェリー会場(夢の島公園)	東京都江東区夢の島2-1-2
	20 オリピックアクアティクスセンター	東京都江東区辰巳2
	21 東京辰巳国際水泳場	東京都江東区辰巳2-8-10
	22 馬事公苑	東京都世田谷区上用賀2-1-1
	23 武蔵野の森総合スポーツプラザ	東京都調布市飛田給1-1-41
	24 東京スタジアム	東京都調布市西町376-3
	25 武蔵野の森公園	東京都府中市朝日町3-5-12
	26 晴海ふ頭(選手村)	東京都中央区晴海5-1 ~ 10
	27 東京ビッグサイト(IBC/MPC)	東京都江東区有明3-11-1
	28 札幌ドーム	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1
	29 宮城スタジアム	宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1
	30 福島あづま球場	福島県福島市佐原字神事場1
	31 茨城カシマスタジアム	茨城県鹿嶋市神向寺後山26-2
	32 さいたまスーパーアリーナ	埼玉県さいたま市中央区新都心8
	33 陸上自衛隊朝霞訓練場	埼玉県新座市大字新塚
	34 霞ヶ関カンツリー倶楽部	埼玉県川越市大字笠幡3398
	35 埼玉スタジアム2002	埼玉県さいたま市緑区中野田500
36 幕張メッセAホール	千葉県千葉市美浜区中瀬2-1	
37 幕張メッセBホール	千葉県千葉市美浜区中瀬2-1	
38 幕張メッセCホール	千葉県千葉市美浜区中瀬2-1	
39 釣ヶ崎海岸サーフィン会場	千葉県長生郡一宮町	
40 横浜スタジアム	神奈川県横浜市中区横浜公園	
41 江の島ヨットハーバー	神奈川県藤沢市江の島1-12-2	
42 横浜国際総合競技場	神奈川県横浜市港北区小机町3300	
43 伊豆ベロドローム	静岡県伊豆市大野1826	
44 伊豆マウンテンバイクコース	静岡県伊豆市大野1826	
45 富士スピードウェイ	静岡県駿東郡小山町中日向694	

※ その他の施設等については、別途検討する。

お知らせとお願い

米軍施設の上空やその周辺においてヘリやドローンを飛行させることは、重大事故につながるおそれのある大変危険な行為ですので、行わないで下さい。

こうした行為により、航空機の安全な航行を妨害したとき等には、法令違反に当たる場合があります。



米軍施設の上空やその周辺においてヘリやドローンを飛行させることは、米軍の航空機との衝突事故等につながるおそれがある大変危険な行為です。

実際に、米軍ヘリが衝突を避けるために回避を余儀なくされる等、米軍航空機の航行の安全に影響が生じるような事案が発生しています。こうした行為により、航空機の安全な航行を妨害したとき等には、法令違反に当たる場合があります。

安全確保のため、御理解をお願いいたします。

防衛省・警察庁・国土交通省・外務省

本チラシの内容に関するお問い合わせにつきましては、
下記のいずれかの部署に御連絡願います。

【防衛省本省】

地方協力局地方協力企画課

(代表) 03-3268-3111 (内線:36245、36047)

【北海道防衛局】

企画部地方調整課

(直通) 011-272-7571

【東北防衛局】

企画部地方調整課

(直通) 022-297-8212

【北関東防衛局】

総務部報道官

(直通) 048-600-1804

【南関東防衛局】

企画部地方調整課

(直通) 045-211-7104

【近畿中部防衛局】

企画部地方調整課

(直通) 06-6945-4956

【中国四国防衛局】

企画部地方調整課

(直通) 082-223-8324

【九州防衛局】

総務部報道官

(直通) 092-483-8813

【沖縄防衛局】

企画部地方調整課

(代表) 098-921-8131 (内線:206、254)